## 規則

埼玉県文書管理規則 の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

## 埼玉県規則第十四号

埼玉県文書管理規則の一部を改正する規則

正する。 埼玉県文書管理規則(平成十三年埼玉県規則第六十一号)  $\mathcal{O}$ 部 を次 のよう に改

に第一項として次 第 四条中第四 項 を第五 の一項を 項と 加える。 項 カュ 5 第三項まで を一 項ず つ繰 り 下 げ 同 条

文書管理責任者を置く 本庁及び地域機関における文書等 0 管 理に関する事務を統括させるため、 最高

田郷」を削る。 别 表中「非常勤職員」  $\mathcal{O}$ 次に 及び会計年度任用職員」 を 加え、 臨時職員の

附則

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

2 る この 文書等の 規則の施行 保存期間  $\mathcal{O}$ 日 前 0 に 職員が て 作成 な お従前  $\mathcal{O}$ 又は取得した臨 例に よる。 員  $\mathcal{O}$ 用等 す